

小中学校又は高等学校において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合の公表及び対応について

令和2年12月21日 静岡市教育委員会

1 これまでの公表の方針

児童生徒又は教職員の感染が確認された場合、いずれも児童生徒の人権保護の観点から学校名を公表しないものとして実施してきた。（6月19日付け「新型コロナウイルス感染症の感染者（市立小中学生・高校生・教職員等）が発生した場合の対応について」）

2 今後、校内でクラスターが発生した場合の公表について

- (1) 方針 市の公表の考え方にに基づき、学校名を公表する。
市立小中学校及び高等学校は、公的な行政機関であり、可能な限り情報を公表する。
- (2) ねらい
 - ・感染に関する確かな情報を提供することにより、市民が不安を抱くことがないようにする。
 - ・各学校が児童生徒及び保護者等とともに、公表内容をもとに感染対策を見直すことで、より安全で安心な教育環境づくり行う。
- (3) クラスターの定義
クラスターかどうかについては、市長部局が疫学調査の結果をもとに判断する。
「校内において児童生徒など5人以上の感染が確認された場合」
 - ・1つの感染経路を発端として感染が広がり、5人以上の感染者が出た場合は対象となる。
 - ・明らかに異なる複数の経路で、かつ相互間の感染でないことが判断された場合は、感染者が合計で5人以上であっても対象とはならない。

3 クラスター発生以降の対応について

- (1) 公表においては、学校名、感染者（児童生徒、教職員）の人数と、それまでの感染対策の状況を説明する。そのため児童生徒支援課等の職員が該当校を訪問して、感染対策の状況や校内の様子を聞き取る。
- (2) 児童生徒が差別や誹謗中傷を受けないよう個人情報の秘匿に努めるとともに、児童生徒の心のケアや見守りの体制を整える。
 - ア 教育委員会の対応
 - ・報道対応として、児童生徒支援課等の職員を該当校へ派遣する。
 - ・児童生徒の心のケアに対応するため緊急サポートチームを該当校へ派遣する。
 - ・市HP等を活用して、市民への理解と協力をお願いする。
 - イ 該当校の対応
 - ・PTAや自治会に状況を報告し、地域での情報拡散などの把握や子どもの見守りを依頼する。
 - ・該当学級（学年・全校）の保護者に対して、臨時休業の期間等を通知する。

4 臨時休業の基準（範囲・期間など）について

これまでの方針のとおり、感染者の行動履歴の確認、接触者の把握、感染経路の特定などの情報をもとに保健所と情報共有し、感染拡大防止及び消毒等に必要な該当校における臨時休業の範囲（学級、学年、全校）及び日数を決定する。

- (1) 教育活動の再開に向けて、それまでの感染対策の状況を検証し、不十分な点が確認された場合は、改善措置を講じて安全な環境づくりを行う。また、臨時休業の措置をとる場合は、その期間中の学習保障を行う。

ア 教育委員会の対応

- ・感染対策の状況（3密回避策、マスク着用、手洗い等）を確認し、不十分な点についての改善策を助言する。
- ・保健所から消毒の仕方について助言を得て該当校に伝えるとともに、必要に応じて消毒作業に立ち会う。
- ・スクールカウンセラー等の相談を希望する児童生徒に対して、スクールカウンセラー等を追加派遣する。

※全小中学校・高等学校に対して

- ・感染対策の不十分な点や改善策を周知し、より効果的な感染対策を講じることができるようにする。
- ・該当校での学校再開までに必要な対応等を周知し、安全を確保しながら可能な限り速やかに教育活動を再開するための方策について共通理解を図る。

イ 該当校の対応

- ・多くの児童生徒が接触した箇所の消毒作業を行う。
- ・臨時休業の際は、家庭学習の指示や見届けを確実に行う。
- ・感染不安等の理由により登校を控える児童生徒に対しては、その不安の状況について相談にのり、不安の解消を図る。
- ・保護者に対して、学校の安全環境が整ったことと再開日の連絡などをメール配信にて通知する。